

鈴鹿市暮らしの便利帳 改訂表(令和7年4月1日現在)

冊子は令和5年10月現在で作成されているため、この改訂表とあわせてご覧ください。

ページ	項目	変更内容
全編	組織名	子ども政策部 → 子ども政策部 子ども政策課 → 子ども政策課 子ども育成課 → 子ども育成課 子ども家庭支援課 → 子ども家庭支援課
17	フロア案内 10階	契約検査課 → 技術監理契約課
18・19	鈴鹿市の概要 行政機構図	総合政策課と財政課の間 → 東京事務所(☎03-5357-1530)【首都圏でのシティプロモーションなどに関する業務】を追加
		契約検査課 (☎382-9039)【入札、工事の検査などに関する業務】 → 削除
		総務部と地域振興部の間 → (技術統括監)を追加 (技術統括監)の右 → 技術監理契約課(☎382-9039)【入札及び工事の検査、技術管理などに関する業務】を追加
		子ども家庭支援課の下 → こども保健課(☎382-2252)【子育てなどに関する相談支援業務】を追加
		健康づくり課(☎382-2252)【母子保健、成人保健などに関する業務】 → 削除
		地域医療推進課(☎382-9291)【地域医療、予防接種などに関する業務】 → 地域医療推進課(☎382-9291)【地域医療、予防接種、成人保健などに関する業務】
		情報指令課の下 → 総括指揮課(☎382-9171)【火災などの災害現場の指揮、部隊の運用管理などに関する業務】を追加
35	鈴鹿の極み 味覚の競演	鈴鹿のお茶 冠茶・煎茶 → 削除
47	5 窓口・情報の入手	災害による介護保険料の減免・免除 → 災害による介護保険料の減免
50	4 鈴鹿市で マイナンバーカードが 必要な主な手続き	子育ての給付や届出 手続き 高等職業訓練給付金 → 高等職業訓練促進給付金 自立支援教育訓練促進給付金 → 自立支援教育訓練給付金 担当課・お問合せ 健康づくり課 → こども保健課 国民健康保険/特別療養費、移送費、高額療養費、高額介護合算療養費の支給申請 → 療養費、特別療養費、移送費、高額療養費、高額介護合算療養費の支給申請 被保険者証、被保険者証兼高齢受給者証、被保険者資格証明書 → 資格確認書、資格情報のお知らせ
52	2 戸籍の届出	婚姻届 必要なもの/夫・妻の戸籍の全部事項証明書(戸籍謄本)(本籍が鈴鹿市以外の場合) → 削除
		離婚届・転籍届 必要なもの/戸籍の全部事項証明書(戸籍謄本)(本籍が鈴鹿市以外の場合) → 削除
60	1 市・県民税	申告 3月15日までに → 申告期限までに
	2 軽自動車税 (種別割)	原動機付自転車 第一種(50ccまたは0.6kw以下) 2,000円 第二種乙(90ccまたは0.8kw以下) 2,000円 第二種甲(125ccまたは1.0kw以下) 2,400円 ミニカー 3,700円 → 第一種(50cc または定格出力0.6 kW 以下)(A及びBを除く) 2,000円 第一種(125cc 以下 かつ 最高出力4.0kW 以下)A 2,000円 第二種乙(二輪のもので、50cc超90cc以下 または 定格出力0.6kW超0.8kW 以下)(Aを除く) 2,000円 第二種甲(二輪のもので、90cc超125cc以下 または 定格出力0.8kW超1.0kW 以下)(Aを除く) 2,400円 ミニカー B 3,700円
63	4 市税の納付	中京銀行 → あいち銀行 市民税・県民税(普通徴収) → 市民税・県民税・森林環境税(普通徴収)
65	1 国民年金	国民年金保険料(令和5年度は月額16,520円) → 国民年金保険料(令和7年度は月額17,510円) 老齢基礎年金 支給額(令和5年度) → 支給額(令和7年度) 795,000円 → 831,700円
66		遺族基礎年金 支給額(令和5年度) → 支給額(令和7年度) 配偶者と子ども1人 年額1,023,700円 → 配偶者と子ども1人 年額1,071,000円 配偶者と子ども2人 年額1,252,400円 → 配偶者と子ども2人 年額1,310,300円 3人目からは1人年額76,200円 → 3人目からは1人年額79,800円加算 子のみ 年額795,000円 → こどものみ 年額831,700円

66	1 国民年金	<p>障害基礎年金 支給額(令和5年度) → 支給額(令和7年度) 1級 年額993,750円 → 1級 年額1,039,625円 2級 年額795,000円 → 2級 年額831,700円</p>
68	2 国民健康保険	<p>届出一覧/被保険者証 → 被保険者証、資格確認書又は資格情報のお知らせ 限度額適用認定証/被保険者証 → 被保険者証、資格確認書又は資格情報のお知らせ その他の給付/保険証 → 被保険者証又は資格確認書 やむを得ない事情のため、被保険者証を提出できずに医療機関で受診したとき → やむを得ない事情のため、マイナンバーカードによる資格確認を受けずに、又は被保険者証もしくは資格確認書を提示できずに医療機関で受診したとき 脳ドック → 脳検査</p>
69	3 福祉医療費助成制度	<p>障がい者医療費助成 障がいをお持ちの方が健康保険証(後期高齢者医療費保険証を除く)を使って医療を受けたときの保険診療分の自己負担額を助成します。 → 障がいをお持ちの方が保険適用の診療を受けたときの自己負担額を助成します。 また、非課税世帯で標準負担額減額認定証にて減額されている方の食事療養費標準負担額も助成します。 → 削除</p> <p>65歳以上障がい者医療費助成 また、非課税世帯で標準負担額減額認定証にて減額されている方の食事療養費標準負担額も助成します。 → 削除 ■支給資格証の交付はありません。健康保険証のみで医療費助成を受けることができます。 → ■支給資格証の交付はありません。マイナンバーカードで医療費助成を受けることができます。</p> <p>子ども医療費助成 → こども医療費助成 0歳から15歳(中学生)までの子どもが健康保険証を使って医療を受けたときの保険診療分の自己負担額を助成します。 → 0歳から18歳(高校生)までのこどもが保険適用の診療を受けたときの自己負担額を助成します。 また、非課税世帯で標準負担額減額認定証にて減額されている方の食事療養費標準負担額も助成します。 → 削除</p> <p>対象 ●0歳から15歳(中学生)までの子ども → ●0歳から18歳(高校生)までのこども</p> <p>一人親医療費助成 一人親家庭等の母または父および子どもが健康保険証を使って医療を受けたときの保険診療分の自己負担額を助成します。 → 一人親家庭等の母または父およびこどもが保険適用の診療を受けたときの自己負担額を助成します。 また、非課税世帯で標準負担額減額認定証にて減額されている方の食事療養費標準負担額も助成します。 → 削除</p> <p>対象 ●18歳年度末までの子ども → ●18歳年度末までのこども</p> <p>主な手続き 健康保険証が変わったとき → 加入医療保険が変わったとき 対象者の新しい健康保険証 → 対象者の新しい健康保険証または資格確認書等 支給資格証を失くしたり、汚損したりしたとき/対象者の健康保険証 → 削除</p>
70	4 後期高齢者医療制度	<p>制度のしくみ また、三重県内のすべての市・町が加入する『三重県後期高齢者医療広域連合』が保険証(後期高齢者医療被保険者証)の交付や保険料の決定、医療の給付などを行い → また、三重県内のすべての市・町が加入する『三重県後期高齢者医療広域連合』が資格確認書の交付や保険料の決定、医療の給付などを行い</p> <p>保険証の交付 → 資格確認書の交付 保険証は、8月1日から翌年7月31日の一年間が有効期間で、毎年、7月中旬に三重県後期高齢者医療広域連合から簡易書留にて送付しています。 → 資格確認書は、8月1日から翌年7月31日の一年間が有効期間で、毎年、7月中旬に三重県後期高齢者医療広域連合から特定記録にて送付しています。 ※令和6年秋以降、従来の被保険者証は廃止され、マイナンバーカードと一体化される予定です。 → 削除</p>

70	4 後期高齢者医療制度	<p>主な給付内容 限度額適用認定証など 認定証の交付には申請が必要です。なお、有効期限は保険証と同じ7月31日までとなっており、すでに認定証をお持ちの方で、引き続き発行対象となる方には、7月下旬に8月1日以降の認定証を送付します(世帯の所得状況によっては、更新できない場合があります)。 → マイナンバーカードを保険証として利用されている方は提示の必要がないため交付されません。マイナンバーカードを保険証として利用されていない方で現在認定証をお持ちの方は、引き続き発行対象となる場合、区分を記載した資格確認書が自動的に送付されます。現在認定証をお持ちでない場合は、申請によって区分を記載した資格確認書が交付できません。</p>
71		<p>後期高齢者医療健康診査 保険証 → 保険証として登録されているマイナンバーカードまたは資格確認書 主な手続き 保険証 → 資格確認書 (個人番号通知カードなど) → 削除(2ヶ所) ※新しい保険証は、後日新住所へ簡易書留で送付されます。 → 削除</p>
72	3 つどいの広場	スマイルキッズ/開設日 月～金曜日 → 月～金・日曜日
73	7 子育て支援センター りんりん	また、保育士・保健師による子育て相談や電話相談も行っています。 → また、保育士・保健師・子育て支援総合コーディネーターによる子育て相談や電話相談も行っています。
	10 ひとり親家庭等学習支援事業「まなびーの」	対象/市内在住のひとり親家庭の小学4年生～中学3年生で児童扶養手当の支給要件を満たしていることなど → 市内在住のひとり親家庭の小学4年生～中学3年生
74	11 乳幼児健康支援一時預かり事業(病児・病後児保育室ハピールーム)	利用時間 8時45分～17時30分 → 受診後～17時30分 ※水曜のみ小児科休診のため8時45分～17時30分
	13 保育所(園)・認定こども園案内	<p>保育所(園)施設一覧 私立保育園の表の下 → ※保育所型認定こども園を含みます。を追加 私立幼保連携型認定こども園施設一覧 石薬師認定こども園 石薬師町1735-1 ☎374-1398 Fax374-1813 → 石薬師町2029 ☎374-0185 Fax374-0186</p>
75	14 公立幼稚園への入園	<p>対象 3～5歳児 → 3～5歳児(飯野幼稚園および神戸幼稚園は、4・5歳児のみ) 加佐登幼稚園、白子幼稚園、稲生幼稚園、栄幼稚園 → 削除 ※休園している～の文章 → 削除</p>
76	17 放課後児童クラブ	<p>鼓ヶ浦小学校区放課後児童クラブ いそやまっ子 → 削除 放課後児童クラブ 日の本クラブ稲生1/稲生二丁目14-33 → 放課後児童クラブ 日の本クラブ稲生1・2/稲生三丁目10-1 放課後児童クラブ 日の本クラブ稲生2 → 削除 日の本クラブ飯野・2 → 日の本クラブ飯野・2・3 玉垣/放課後児童クラブ 日の本クラブ玉垣/南玉垣町2207-1/☎・FAX384-0236 → 追加 玉垣/放課後児童クラブ 日の本クラブ玉垣2 /南玉垣町7051番地/☎・FAX 市ウェブサイトをご確認ください 深伊沢小学校区放課後児童クラブ なごみ/☎080-2672-0855 → 深伊沢小学校区放課後児童クラブ ミーサ/☎090-7589-6753</p>
77	18 児童手当	<p>中学3年生までの児童(15歳到達後最初の3月31日までの間にある児童) → 高校3年生までの児童(18歳到達後最初の3月31日までの間にある児童) ※令和6年10月分から → 削除</p>
	19 児童扶養手当	<p>表内 令和5年 → 令和7年 第1子 ●全部支給 44,140円 → 46,690円 ●一部支給 10,410円～44,130円 → 11,010円～46,680円 第2子 → 第2子以降 ●全部支給 10,420円加算 → 11,030円加算 ●一部支給 5,210円～10,410円加算 → 5,520円～11,020円加算 第3子以降 → 削除</p>
78	22 特定不妊治療費の助成	<p>説明文中3～4行目 子ども政策課 → こども保健課 問合せ 子ども政策課/☎382-7661 FAX382-9054 → こども保健課/☎382-2252 FAX382-4187</p>
	23 不育症治療費の助成	<p>説明文中3行目 子ども政策課 → こども保健課 問合せ 子ども政策課/☎382-7661 FAX382-9054 → こども保健課/☎382-2252 FAX382-4187</p>
81	6 介護保険の財源	<p>(帯グラフ内の)50% → 約50% (帯グラフ内の)23% → 約23%</p>

82	9 災害時要援護者台帳	災害時要援護者台帳 → 個別避難計画 台帳 → 計画 65歳以上単身世帯 → 70歳以上単身世帯 加入 → 登録
	10 在宅生活支援事業	対象品目 住宅用火災警報器、消火器、電磁調理器 → 電磁調理器
85	19 特別児童扶養手当	1級 月額53,700円 → 月額56,800円 2級 月額35,760円 → 月額37,830円
86	20 障害児福祉手当	月額15,220円 → 月額16,100円
	21 特別障害者手当	月額27,980円 → 月額29,590円
88	30 障がい者の 交通機関の運賃割引	鉄道/ 対象者 身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの方、および介護者の方 → 障害者手帳をお持ちの方、および介護者の方 ※12歳未満の第2種身体・知的障がい児は、介護者の分も一緒に購入する場合に介護者の分のみJR定期乗車券が大人料金の半額となります。 → ※12歳未満の第2種身体・知的・精神障がい児は、介護者の分も一緒に購入する場合に介護者の分のみJR定期乗車券が大人料金の半額となります。 乗車券は出札口で身体障害者手帳・療育手帳を提示のうえお求めください。 → 乗車券は出札口で障害者手帳を提示のうえお求めください。
89	33 税金の障害者控除	その方を扶養しているとき、 → その方を扶養しているときは、
90	34 障がい者の 自動車関係の 税金	軽自動車税(環境性能割)、自動車税(環境性能割・種別割) → 自動車・軽自動車税(環境性能割)、自動車税(種別割) 身体障がい者などの方が所有(かつ使用)する自動車で、一定要件にあてはまる場合、身体障がい者などの方1人につき1台の自動車税(種別割)・自動車税(環境性能割)が → 身体障がい者などの方が所有(かつ使用)する自動車・軽自動車等で、一定要件にあてはまる場合、身体障がい者などの方1人につき1台の自動車・軽自動車税(環境性能割・種別割)が 自動車税(種別割)、自動車・軽自動車税(環境性能割) 鈴鹿県税事務所で減免手続き 軽自動車税(種別割) 市民税課で減免手続き → 自動車・軽自動車税の減免手続場所 自動車・軽自動車税(環境性能割)、自動車税(種別割) 鈴鹿県税事務所 軽自動車税(種別割) 市民税課
91	37 民生委員・ 児童委員・ 主任児童委員	児童福祉問題 → 児童福祉に関する支援
	39 社会福祉協議会	毎週月・水曜日 → 毎週月曜日
	40 生活福祉 資金貸付事業	問 鈴鹿市社会福祉協議会 → 問 鈴鹿市社会福祉協議会くらしサポートセンター FAX373-5276 → FAX395-6011 詳しくは、鈴鹿市社会福祉協議会へご相談ください。 → 詳しくは、くらしサポートセンター(鈴鹿市役所2階25番窓口)へご相談ください。
	41 日常生活 自立支援センター	41 日常生活自立支援センター → 41 日常生活自立支援事業
92	42 鈴鹿市後見 サポートセンターみらい	42 鈴鹿市後見サポートセンターみらい → 42 鈴鹿市後見サポートセンター 問 鈴鹿市後見サポートセンター(鈴鹿市社会福祉協議会内) → 問 鈴鹿市後見サポートセンターみらい(鈴鹿市社会福祉協議会内)
	1 救急	保険証 → 健康保険証(有効期限内のもの)またはマイナ保険証(保険証の利用登録を行ったマイナンバーカード)もしくは資格確認書 問合せ 健康づくり課/☎382-2252 FAX382-4187 → 地域医療推進課/☎327-5030 FAX384-5670
93	2 成人保健	がん検診 健康保険証 → 健康保険証(有効期限内のもの)またはマイナ保険証(保険証の利用登録を行ったマイナンバーカード)もしくは資格確認書 胃がん・乳がん検診は①または②のどちらか一方を選択 → 乳がん検診を削除 大腸がん検診/実施場所 → 保健センター(検診車)追加 内容など → 検便(免疫便潜血2日法)追加 子宮がん検診/保健センター(検診車) 細胞診(子宮頸部+HPV検査) → 細胞診(子宮頸部) (HPV検査は20~39歳の希望者のみ) → 削除 乳がん検診/20歳以上の女性 → 20~39歳の女性

93・94		問合せ/健康づくり課 → こども保健課 時期・場所/健康づくり課 → こども保健課 内容など/健康づくり課 → こども保健課
94	3 母子保健	産後ケア/対象/産婦(産後1年未満) → 産婦(産後1年以内) 産後ケア/内容など/心身のケアが必要と認められた方 → 心身のケアを希望する方 こんにちは赤ちゃん訪問/対象/生後2～3か月ごろの乳児のいる家庭 → 生後1～3か月ごろの乳児のいる家庭 こんにちは赤ちゃん訪問/内容など/子ども → こども
95		乳児一般健康診査/対象/1か月児 → 追加 乳児一般健康診査/内容など/4か月頃と10か月頃 → 1か月頃と4か月頃と10か月頃。 乳児健康診査結果票の健診項目が公費助成で受けられます。 → 乳児健康診査結果票の健診項目が一部公費助成で受けられます。
95・96		子どもの定期予防接種 → こどもの定期予防接種 ヒトパピローマウイルス/②キャッチアップ対象者 平成9年4月2日～平成20年4月1日生まれの女性で過去にHPVワクチンの接種を合計3回受けていない方 → 平成9年4月2日から平成21年4月1日生まれの女性で令和4年4月1日から令和7年3月31日までにHPVワクチンを1回以上接種した方(無料期間 令和8年3月31日まで) 予防接種の種類/五種混合(ジフテリア・百日咳・破傷風・ポリオ・ヒブ) 接種回数/初回3回(標準的な接種期間:生後2～7カ月未満)、追加1回(標準的な接種期間:初回3回目の接種をしてから6～18カ月後) 定期接種対象月・年齢/生後2～90カ月未満 → 追加
	4 予防接種	高齢者の定期予防接種 新型コロナウイルス感染症/接種回数・対象者・備考 高齢者インフルエンザと同様 → 追加 帯状疱疹/ 接種回数/ワクチンの種類によって異なります。対象者/今年度に「65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる方および100歳以上の方」「60歳以上65歳未満の方で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害を有する方で厚生労働省で定める方」備考/対象者には予診票を個別送付します。※年度によって対象者が異なります。 → 追加 高齢者用肺炎球菌(23価)/ 対象者/今年度に「65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる方」 → 接種時に65歳の方 備考/※年度によって対象者が異なります。 → 削除
96		任意予防接種の費用助成 接種費助成金交付申請書を記入し、実施医療機関にご提出ください。接種後の接種費用の償還は出来ませんのでご注意ください。 → 削除 おたふくかぜ/備考 接種費助成金交付申請書を記入し、市内実施医療機関(原則)へご提出ください。接種後の接種費用の償還は出来ません。 → 追加 帯状疱疹 → 全削除 風しんワクチン等/助成回数・金額/1回・接種費用のうち5,000円を助成。接種費用が助成額に満たない場合は接種費用額 対象者等/妊娠を希望する女性、妊娠を希望する女性の配偶者等の同居者、妊婦の配偶者等の同居者で風しん抗体検査の結果がHI法で16倍以下に相当する方 ※同居者とは住民基本台帳の住所が同一である方 ※過去に市の補助事業を利用して風しんの予防接種を受けた方等は対象外 備考/申請に必要な書類は鈴鹿市ウェブサイトをご確認ください。
98	4 犬を飼っている方へ	転入された方は、環境政策課で住所変更をしてください 持ち物 前住所の市区町村で交付された犬の鑑札 → 転入・転居された方 ①マイクロチップを装着していない犬の場合 環境政策課で住所変更をしてください。 持ち物:前住所地の市区町村で交付された犬の鑑札 ②マイクロチップを装着している犬の場合 マイクロチップ情報を登録・変更した日が (1)令和7年4月1日より前⇒環境政策課で住所変更をしてください。 ※登録時に生後90日以内で、令和7年4月1日以降に生後91日以上に達する犬は手続き不要です。 (2)令和7年4月1日以降⇒市での手続きは不要です。 転出される方 飼犬の登録事項の変更について、転入先の市区町村にご確認の上、手続きしてください。

106	2 こころの相談	<p>問合せ 健康づくり課/☎382-2252 FAX382-4187 → 地域医療推進課/☎382-9291FAX384-5670</p> <p>ひきこもり専門電話相談、依存症専門電話相談/月～金曜日(祝日を除く)13:00～16:00 → ひきこもり専門電話相談/月～金曜日(祝日を除く)9:00～16:00、依存症専門電話相談/水曜日13:00～16:00</p> <p>こころの健康や子育てに関する相談 問合せ 健康づくり課 ☎382-2252 → 地域医療推進課 ☎382-9291、こども保健課 ☎382-2252</p> <p>医療と福祉に関する相談/8:30～17:15 → 8:30～16:30</p>
	3 国際交流	<p>市役所別館第3 神戸一丁目17-5</p> <p>→ ハヤシユナイテッド文化ホール鈴鹿(文化会館) 飯野寺家町810番地</p>
107	2 公共交通機関一覧	<p>㈱すばる交通 フリーダイヤル ☎0120-669-733 → 削除</p>
108	市内施設一覧	<p>福祉関係施設</p> <p>保健センター ☎382-2252 FAX382-4187 → ☎382-9291 FAX382-5670</p>
109		<p>加佐登幼稚園、白子幼稚園、稲生幼稚園、栄幼稚園 → 削除</p>
111		<p>文化施設</p> <p>文化会館 → ハヤシユナイテッド文化ホール鈴鹿(文化会館) ☎382-7619(文化振興課) FAX382-9071(文化振興課) → ☎382-8111 FAX382-8580</p> <p>「市民の文化活動にご利用いただける施設です。客席数500席のけやきホール、多目的スペースのさつきプラザ、調理室、音楽室、研修室、茶室などがあります。 ※施設改修のため、令和4年4月1日から休館します。再開は令和6年度を予定しています。」 →</p> <p>「市民の文化活動にご利用いただける施設です。客席数466席のけやきホール、多目的ドーム、さつきプラザ、調理室、音楽室、研修室、茶室などがあります。 ※令和6年7月に運営を再開しました。</p>